

四川省環境保護条例

（1991 年 7 月 29 日四川省第 7 回人民代表大会常任委員会第 24 回会議通過）

第一章 総則

第一条

生活環境と生態環境を保護、改善し、汚染及びその他の公害を防除して人体の健康を保障し、経済と社会の発展を促進するために、《中華人民共和国環境保護法》及び関係する法律、法規に則り、四川省の実情を鑑み、本条例を制定する。

第二条

本条例で称する環境とは、人類の生存と発展に影響を及ぼす各種の天然及び人工的な改造を加えた自然要素全体を指し、大気、水、土地、鉱物、森林、草原、野生動物、天然遺跡、文化遺跡、自然保護区、風景名勝区、都市及び農村等を含む。

第三条

本条例は四川省内の行政区域に適用される。

第四条

各レベルの人民政府と各部門、各職場は環境保護の宣伝教育を強化し、環境保護に対する基本国策観念、法制観念を増強し、社会全体の環境保護意識を向上させなければならない。

第五条

各レベルの人民政府が制定した環境保護規則は国民経済と社会発展計画に組み入れられ、環境保護活動と経済建設、社会発展とは相互調整を図らなければならない。予防を主とし、対策と結び付け、総合的に整備するという原則を堅持する。開発利用と環境保護とを共に重んじ、経済効果と環境便益とを相互に統一させた方針を実行するものとする。

第六条

各レベルの人民政府は環境保護活動の指導を強化し、国家の環境保護法を厳格に執行し、国家の環境保護方針政策の徹底した実施を保証し、計画的、段階的に本地区の環境問題を解決しなければならない。環境保護の任務に則り、健全な環境保護機構を確立し、環境保護部門による法律に則った独立行使の監督管理職権を支持しなければならない。

第七条

各レベルの人民政府は環境保護科学技術の研究、開発を強化、奨励し、環境保護における科学的知識を普及させ、先進的な環境保護科学技術を推進しなければならない。

第八条

省人民政府の環境保護行政主管部門は、全省の環境保護活動に対して統一した監督管理を行う。

県レベル以上の人民政府の環境保護主管部門は、本管轄地区の環境保護活動に対して、統一した監督管理を行う。

各レベルの公安、交通、鉄道、民航管理部門と港湾監督、漁港監督、軍隊環境保護部門は、関係する法律、法規の規定に則って、環境汚染防除に対して監督管理を実施する。

県レベル以上の人民政府の土地、鉱産物、林業、農牧業、水利行政主管部門は、関係する法律、法規の規定に則って資源保護に対して監督管理を実施する。

第九条

一切の職場と個人は環境保護の義務があり、環境を汚染、破壊した職場、個人に対しては検挙、告訴する権利がある。

第二章 環境監督管理

第十条

各レベルの人民政府は本管轄区域内の環境品質に対して責任を負わなければならない。環境保護に有利な経済、技術政策、措置を採用して環境の質的改善を行わなければならない。また、重点的に大気、水質汚染を整備し、自然保護区、風景名勝区の保護を強化する。

環境保護の目標責任制を実行する。各レベルの人民政府は国家が制定する環境保護の目標と当地の実情に沿って本管轄区域の環境保護目標を策定し、計画と措置を実施する。環境保護目標の達成状況は、各レベルの政府活動の成績を評定する根拠の一つとなり、同レベルの人民代表大会或いはその常務委員会及び上位政府に報告する。

第十一条

県レベル以上の人民政府の環境保護行政主管部門は統一した監督管理を実施する際の主要な職責を以下に示す

- (一) 環境保護法律、法規及び基準の確実な執行を監督検査する。
- (二) 環境保護計画を策定し、国民経済と社会発展計画、都市全体計画、国土計画及び区域開発計画の策定に参与する。
- (三) 環境汚染防除の監督管理に責任を負う。

- (四) 自然保護活動に対して統一した監督管理を行うよう責任を負い、地方自然保護区の申請、批准意見を提出し、自然環境と自然資源の保護に立ち会う。
- (五) 組織的に環境モニタリング、環境科学研究、環境保護の宣伝教育を展開する。
- (六) 環境汚染事故、紛争を調査、処理する。
- (七) 職場や個人による環境汚染、破壊行為の検挙、告訴を受理する。

第十二条

各行政主管部門は環境保護と汚染防除活動に責務を負い、また、所属企業事業部門の環境保護と汚染防除活動の推進に対して定期審査を行う。

企業事業部門の環境保護活動は、職場指導の実績と企業昇格、先進部署、文明部署の評価、選択の審査基準の重要な内容となる。

その他関係部門は、計画を策定する際に、環境保護を重要な内容の一部として全体を考慮し、同時に実施し、国家规定に則り環境保護に有利な優遇政策を採用し、資源とエネルギーの综合利用を奨励しなければならない。

報道部門は環境保護の宣伝と世論の監督を強化しなければならない。

第十三条

省人民政府は、国家環境品質基準と国家汚染物排出基準における未規定事項に対して、実情に沿って四川省地方環境品質基準と四川省地方汚染物排出基準を制定する。国家汚染物排出基準で未規定の事項に対しては、国家汚染物排出基準より厳しい四川省地方汚染物排出基準を制定することができ、また、國務院環境保護行政主管部門に報告、申請することができる。

四川省行政区域内で排出されてた全ての汚染物に対しては、四川省地方汚染物排出基準を執行する。四川省地方汚染物排出基準に規定されていない事項については、国家汚染物排出基準に則って執行する。

第十四条

省人民政府の環境保護行政主管部門は、全省の環境モニタリング活動に対して監督管理を実施し、関係部門が組織するモニタリングネットワークに立ち会って環境モニタリング資質申請制度を実行する。

県レベル以上の人民政府の環境保護行政主管部門に所属する環境モニタリング機構のモニタリングデータは、環境保護法制執行の根拠となる。

その他法律、法規規定に則って環境汚染防除或いは資源保護の監督管理を実施する部門、それに所属するモニタリング機構のモニタリングに対しては、関係法律、法規に則って執行する。

省、市、州の人民政府と地区行政公署の環境保護行政主管部門は定期的に環境状況公

報を発行しなければならない。

第十五条

省人民政府の環境保護行政主管部門は、環境保護製品の品質基準の制定に参加しなければならない。県レベル以上の人民政府の環境保護行政主管部門は環境保護の装備や製品の品質監督を強化しなければならない。

第十六条

県レベル以上の人民政府の環境保護部門の監督管理人員は、法律に則って管轄範囲内における環境汚染やその他公害を引き起こす一切の部門に対して現場検査の公務を行う際には、省環境保護行政主管部門が発行する検査証或いは標識を提示しなければならない。

被検査部門は、その状況が事実に基づいていれば、必要な資料を提供しなければならない。如何なる口実を以ってもそれを妨害することはできない。検査機関と検査人員は被検査部門の技術、業務に対する守秘義務がある。

第十七条

行政区域を跨った環境汚染と環境破壊の防除活動は、関係する地方人民政府の調整により解決するか、或いは上位人民政府の調整により解決、決定を行う。

第三章 環境の保護と改善

第十八条

各レベルの人民政府は当地の代表的な各類型の自然生態系統区域、稀少野生動植物、絶滅の危機に瀕した野生動植物自然分布区域、重要な水源涵養区、重大な科学文化価値のある地質構造、著名な鍾乳洞及び化石分布区、氷河、温泉等の自然遺跡及び人文遺跡、古刹銘木に対して、対策を講じて保護を行い、その破壊を厳禁しなければならない。その周囲の汚染源に対しては、措置を講じて危害を除去しなければならない。

第十九条

風景名勝区、自然保護区及びその他特別保護が必要な区域内では、環境汚染を引き起こす工業生産施設を建設してはならない。索道、宿泊施設、娯楽施設及びその他環境に影響を与える施設を建設する際は、環境影響評価制度を執行しなければならない。その汚染物は規定された排出基準を超えてはならない。既に建設された施設については、基準を超えているものに関しては、期限を設けてその対処措置を採らなければならない。

第二十条

土地、森林、鉱産物、草原、水、漁業、野生動植物及び風景区等の自然資源の開発利用は、関係する国家の資源、環境保護法律、法規を厳しく執行し、「誰が開発し、誰が保護し、誰が破壊して誰がそれを回復させるか、誰が利用して誰が補償するか」という原則に則って、開発建設プロジェクトが自然環境に及ぼす影響と破壊は、開発建設部門が補償、回復させなければならない。

第二十一条

農牧業環境の保護、土壤汚染の防除、土地の砂漠化、アルカリ化、やせ地化、沼沢化、地盤沈下、植生破壊、水土流出、水源枯渇、種源の絶滅及びその他生態失調現象の発生と発展に対する対策を強化する。クリーンエネルギーを推進する。農薬、化学肥料、ビニールマルチによる環境汚染を抑制する。植物病虫害の生物的予防措置技術を推進する。農村の飲料水源を保護する。

第二十二条

植生保護を強化し、森林の乱伐を禁止し、汚染が著しい河川、湖、ダム湖を総合的に整備し、大気汚染と酸性雨の危害を抑制する。

第二十三条

都市、農村計画は環境の保護と改善の目的と任務を確定しなければならない。

都市計画、建設は都市環境の総合整備とを結び付けて、建設配置を合理的に調整しなければならない。都市の緑地、風景名勝区の建設を強化する。都市のごみ、生活排水を集中処理する。大気、地表水、地下水、産業廃棄物、騒音汚染及び放射性汚染を防除し、都市の生態環境を保護、改善する。

第四章 建設プロジェクトの環境管理

第二十四条

新設、拡張、改築など、環境に対して影響がある建設プロジェクトを行う場合は、環境影響報告書（表）申請、批准制度を実行しなければならない。建設プロジェクトの環境影響評価作業を担当する部門は、《建設プロジェクト環境影響評価証書》を有していなければならない。証書に規定された範囲で環境影響評価を行い、その評価結果に対しては責任を負わなければならない。

第二十五条

建設プロジェクト環境影響報告書（表）の審査、批准権限を以下に示す。

- (一) 県レベル以上の人民政府及びその所属部門が批准した建設プロジェクトは、それぞれ同レベルの環境保護行政主管部門が申請、批准の責務を負う。行政区域を跨ぐ場合及び環境問題の争議をもたらす建設プロジェクトは、一級環境保護行政主管部門に報告し、申請、批准を受ける。
- (二) 国務院及びその所属部門が批准した建設プロジェクトは、国務院の環境保護行政主管部門が審査、批准したプロジェクト以外は、省の環境保護行政主管部門が審査、批准する。

第二十六条

建設プロジェクト環境影響評価報告書（表）の処理順序を以下に示す。

- (一) 建設プロジェクトのフィージビリティスタディ段階では、建設部門は、環境影響報告書（表）を作成し、建設プロジェクトの主管部門の予備審査を受ける。
- (二) 建設部門は、建設プロジェクトの環境影響評価報告書（表）の予備審査の意見書を持って、審査、批准権限に則り、環境保護行政主管部門の審査、批准を受け、同時にその写しをプロジェクト所在地の環境保護行政主管部門に送る。
- (三) 環境影響報告書（表）が批准された後、計画部門は建設プロジェクトの設計任務書の審査、批准手続き処理を行う。

第二十七条

建設プロジェクトにおける汚染防除施設は主体工事と同時に設計、施工、供用開始を行わなければならない。汚染防除施設は環境影響報告書を批准した環境保護行政部門の検収合格後、当該建設プロジェクト側は建設或いは使用することができる。

建設された汚染防除施設は、正常に運営されなければならない、所在地の環境保護行政主管部門の同意無しには放置、撤去してはならない。

第二十八条

汚染整備の新技术、新装備の研究、開発を奨励し、汚染が発生しない或いは汚染を最小限にとどめられ、効果が良く、総合利用率が高い先進的な工程、技術、装備を採用する。

新技术、新製品の研究開発においては、汚染の防除を重要な内容とし、汚染が著しいもの、または、予防措置が採られていないものを評定、生産してはならない。

第二十九条

エネルギー消費量が高く、汚染が著しく、また生産工程が遅れている装備、製品は生産、販売及び使用を停止しなければならない。

如何なる部門も著しい汚染を引き起こす生産設備を汚染防止能力を備えない部門に委託或いは譲渡してはならない。

第三十条

国外から技術或いは設備を導入する部門は、国家の関係規定を遵守し、有毒、有害廃棄物を国外から持ち込み、省内で処理することを固く禁ずる。

資料5. 環境配慮スクリーニング・スコーピング結果

プロジェクト概要表

様式1

1. プロジェクト名

中国四川省安寧河流域造林計画

2. プロジェクトのタイプ

造林事業計画 環境造林

3. プロジェクトの要請背景及び目的

中国は、森林率が低く、また過度の伐採により山地の環境破壊が進んでいる。1998年には上流域の森林水土保全機能の低下に起因するとみられる長江大洪水が起こっている。中国政府の要請により、森林の荒廃・水土保全機能の低下が著しく、保安林造成の必要性が高い長江上流四川省安寧河流域から重点調査区域を選定し、造林計画を作成する。

4. プロジェクトの概要

項目	内容
事業実施地域の概況	人為的要因による森林の中国四川省涼山彝族自治州の4市県及び攀枝花市米易県で減少が著しい。
事業対象面積	航空写真撮影約50万ha、造林計画作成約5万ha
受益人口及び受益面積	受益人口は不特定多数の地域住民、受益面積は約50万haの対象地域及びその流域
事業のコンポーネント	人工造林、その他
実施機関	四川省林業庁
環境関係機関	四川省環境保護局

5. プロジェクトのコンポーネントと事業内容

コンポーネント (開発行為)	事業の形態	事業規模 面積ha、蓄積m ³ 、延長m等	主要構造物 主要機械	備考
①. 伐採	間伐計画		とくになし	
②. 林道開設	歩道作設		とくになし	
③. 人工造林	保安林・経済林造成計画		とくになし	
④. 天然更新	天然更新の育成		とくになし	
⑤. 育苗	苗木供給計画		とくになし	
⑥. 治山	編柵工の設置		とくになし	
⑦. アグロフォレストリー	果樹植栽、林間放牧の制限		とくになし	
⑧. 木材加工				
⑨. 木材流通				
⑩. その他	航空写真撮影 造林計画作成	約50万ha 約5万ha	とくになし	

プロジェクト立地環境表の様式

様式 2

1. プロジェクト名

中国四川省安寧河流域造林計画

2. プロジェクト対象地域の社会環境条件

土 地 所 有	国有地 集団有地
土 地 利 用	農耕、林内放牧、個人・集団による請負・借地造林
周 辺 の 経 済 活 動	農牧業が主
慣 行 制 度 (森林利用権等)	退耕還林：植林をした個人・集団に森林の利用権が認められる。 焼畑：彝族は焼畑の伝統を持つが、現在はかなり減少している。 たきぎ取り：農家の主燃料は石炭等に変わりつつあるが、現在も続いている
地 域 住 民	少数民族（彝族、回族、藏族、蒙古族、その他）
公 衆 衛 生	
人 口	事業地外を含め 5 市県の人口 138.63万人
そ の 他	現在の就学率は90%以上であるが、一部、経済的事情により、就学していない児童あり。成人については、小学校を卒業していない者も多数いると思われる。

3. プロジェクト対象地域の自然環境条件

気 候	亜熱帯気候帯から亜寒帯気候帯まで分布
植 生	針葉樹では雲南松、モミ・トウヒ、広葉樹ではクヌギ、ハンノキなど
地 形 ・ 地 勢	安寧河が南北に流れ、その西側は3,000級の山岳地。標高1,000m～3,000m
地 質 ・ 土 壤	堆積岩地質で安寧河に沿って南北に断層が走る。紅色、紫色の土壤が広く分布
水 文	雨季・乾季が明瞭で6～9月に降雨量が集中し、洪水の発生率が高い
生 態 系	本来、植生の種類が多く生態系は複雑な地域であるが、耕作地の拡大などでかなり破壊されている
貴 重 な 生 物 種	四川省選定の稀少植物の分布が見られる
そ の 他	

つづき

4. プロジェクト対象地域の特に留意すべき立地環境条件の有無

特に留意すべき立地環境条件	留意すべき立地環境条件の有無	
	プロジェクト地域内	プロジェクト地域外
特別な地域指定	有・無・不明	有・無・不明
S 1. ワシントン条約該当動植物の生育地	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 2. 二国間渡り鳥等保護条約該当鳥類の生息地	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 3. ラムサール条約該当湿地	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 4. 世界遺産条約の指定地域	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 5. 保安林	<u>有</u> ・無・不明	<u>有</u> ・無・不明
S 6. 自然公園	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 7. 保護林・野生生物保護区	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
社会環境		
S 8. 先住民・少数民族居住地	<u>有</u> ・無・不明	<u>有</u> ・無・不明
S 9. 史跡・文化遺産・景勝地の有る地域	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 10. 負の影響大な経済活動が有る地域	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
自然環境		
S 11. 乾燥・半乾燥地域 (サバナ、トゲ林、乾燥熱帯林地帯を含む)	<u>有</u> ・無・不明	<u>有</u> ・無・不明
S 12. 季節林地帯	有・無・不明	有・無・不明
S 13. 熱帯降雨林地帯	有・ <u>無</u> ・不明	有・ <u>無</u> ・不明
S 14. 熱帯高地林地帯 (コケ林を含む)	有・ <u>無</u> ・不明	有・ <u>無</u> ・不明
S 15. 湿地帯	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 16. 泥炭地帯	有・無・ <u>不明</u>	有・無・ <u>不明</u>
S 17. マングローブ林帯	有・ <u>無</u> ・不明	有・ <u>無</u> ・不明
S 18. 珊瑚礁	有・ <u>無</u> ・不明	有・ <u>無</u> ・不明
S 19. 岩石地・急峻地・受蝕地・荒廃地	<u>有</u> ・無・不明	<u>有</u> ・無・不明
S 20. 閉鎖水域 (湖沼・人造池)	有・無・不明	<u>有</u> ・無・不明

5. 域内・周辺地域・類似地域での開発による環境への重大な影響事例等の特記事項

スクリーニング用チェックリスト

(予備的スクリーニング及び現地スクリーニングの両用共通)

様式 3

1 プロジェクト名： 四川省安寧河流域造林計画

2 対 象 国： 中国

3. 対象国の開発行為によるIEE又はEIAの実施条件

コンポーネント (開発行為)	事業の形態	IEEの実施条件	EIAの実施条件
①. 伐 採	間伐計画	伐採面積 ha以上 伐採量 m ³ /年以上	伐採面積 ha以上 伐採量 m ³ /年以上
②. 林 道 開 設	歩道作設	m以上	m以上
③. 人 工 造 林	保安林・経済林造成計画	ha以上	ha以上
④. 天 然 更 新	天然更新の育成	ha以上	ha以上
⑤. 育 苗 e. 育 苗	苗木供給計画	苗畑面積 ha以上 生産本数 本/年以上	苗畑面積 ha以上 生産本数 本/年以上
⑥. 治 山	編作工の設置	ha以上	ha以上
⑦. アグロフォレストリー	果樹植栽、林内放牧の制限	ha以上	ha以上
h 木 材 加 工		m ³ 以上	m ³ 以上
i 木 材 流 通		m ³ 以上	m ³ 以上
⑧. そ の 他	航空写真撮影 造林計画作成		

4 スクリーニング項目

スクリーニング項目		環境小項目（起こりうる環境影響の例）	評価結果	備考(根拠)
環境大項目（視点）				
I 社会環境	1. 社会生活 関連住民の住民生活、経済活動、交通、コミュニティー、制度・慣習、等の既存の社会生活に悪影響を及ぼさないか	●計画的な移住 ●非自発的な移住 ●住民間の軋轢 ●先住民・少数民族・遊牧民への悪影響 ●人口増加 ●人口構成の急激な変化 ●森林利用権の再調整 ●組織化等の社会構成の変更 ●生活様式の変化 ●経済活動の基礎移転 ●経済活動の転換・失業 ●所得格差の拡大 ●既存制度・習慣の改革	有・無・不明	
	2. 保健・衛生 関連住民の保健状況等に影響を及ぼさないか、或は森林関連の疾病にどのような影響を及ぼすか	●農薬使用量の増加 ●風土病の発生 ●伝染性疾病の伝播 マラリア・アフリカねむり病・オンコセルカ等の疾病 ●残留毒性（農薬等）の蓄積 ●廃棄物・排泄物の増加	有・無・不明	
	3. 史跡・文化遺産・景観等 歴史的、考古学的、景観的、学術的等の特有な価値を有する地域あるいは特別な社会的価値のある地域かどうか	●史跡・文化遺産の損傷・破壊 ●貴重な景観の喪失 ●埋蔵資源への影響	有・無・不明	
II 自然環境	4. 貴重な生物・生態系地域 貴重な生物・生態系を有する地域かどうか	●植生変化 ●貴重種・固有動植物への影響 貴重な固有な動植物種の減少、絶滅 ●湿地・泥炭地の消滅 ●天然林の劣化 ●珊瑚礁の破壊 ●有害生物の侵入・繁殖 ●生物種の多様性の低下 ●マングローブ林の破壊	有・無・不明	
	5. 土壌・土地 土地の荒廃、土壌侵食、土壌汚染等を招かないか	●土壌肥沃度の低下 ●土壌汚染 ●崩壊地の発生 ●地盤沈下 ●土壌酸性化 ●土壌侵食 ●土地の荒廃(砂漠化含む) ●防風、防砂、防潮、防火等の機能低下 ●土壌塩類化	有・無・不明	
	6. 水文・大気等 河川・湖沼の表流水、地下水あるいは大気に悪影響を及ぼさないか	●表流水の流況変化（水位） ●渇水・洪水の発生 ●土砂の堆積 ●水質の汚染・低下 ●舟運への影響 ●大気汚染 ●微気候変化 ●地下水の流況・水位変化 ●河床の低下 ●富栄養化 ●塩水の侵入 ●水温の変化 ●CO2発生 ●騒音発生	有・無・不明	
	7. 資源、機能の持続性 森林の資源量及び公益的機能の持続性が破壊されないか	●原料資源としての森林資源の持続性の断絶 ●環境保全機能をもつ森林の持続性の断絶	有・無・不明	
総合評価			要・不要・保留	

マトリックス

1. プロジェクト名:

様式 4

2. 社会環境

環 境 項 目	評 定										備 考
	開 発 行 為										
(大項目)	伐	林	人	天	育	治	レ	ア	木	木	そ
(中項目)	採	道	工	然	苗	山	ス	グ	材	材	他
(小項目)	開	造	更	新	苗	山	ト	ロ	加	流	他
	設	林	新				リー	フォ	工	通	
1. 社会生活											
(1) 住民生活											
1. 計画的な移住	C	C	C	C	C	C	C			C	
2. 非自発的な移住	C	C	C	C	C	C	C			C	
3. 生活様式の変化	C	C	C	C	C	C	C			C	
4. 住民間の軋轢	C	C	A	C	C	C	A			A	
5. 先住民・少数民族・遊牧民	C	C	C	C	C	C	C			C	
(2) 人口問題											
1. 人口増加	C	C	C	C	C	C	C			C	
2. 人口構成の急激な変化	C	C	C	C	C	C	C			C	
(3) 住民の経済活動											
1. 経済活動の基盤移転	C	C	A	C	C	C	A			A	
2. 経済活動の転換・失業	C	C	A	C	C	C	C			A	
3. 所得格差の拡大	C	C	A	C	C	C	A			A	
(4) 制度・習慣											
1. 森林利用権の再調整	C	C	A	C	C	C	A			A	
2. 組織化等の社会構造の変更	C	C	C	C	C	C	C			C	
3. 既存制度・習慣の改革	C	C	C	C	C	C	C			C	
2. 保健・衛生											
1. 農薬使用量の増加	C	C	A	C	A	C	A			C	
2. 風土病の発生	C	C	C	C	C	C	C			C	
3. 伝染性疾患の伝播	C	C	C	C	C	C	C			C	
4. 残留毒性（農薬）の蓄積	C	C	A	C	A	C	A			C	
5. 廃棄物・排泄物の増加	C	C	C	C	C	C	C			C	
3. 史跡・文化遺産・景観等											
1. 史跡・文化遺産の損傷と破壊	C	B	B	C	B	C	B			B	
2. 貴重な景観の喪失	C	C	P	C	P	C	P			P	
3. 埋蔵資源への影響	C	B	B	C	C	C	B			B	

評価の区分 A：悪影響（ネガティブ・インパクト）が予想されるため現地調査における検討が必要
 B：不明（国内事前準備段階では判断できないので現地調査により明らかにする）
 C：留意すべきインパクトはないものと考えられる
 P：好影響（ポジティブ・インパクト）が予想されるため現地調査における検討が必要

注 (1) 環境小項目の定義等については後述「5. 解説」を参照
 (2) 開発行為の内容については前述「3-3-2 プロジェクト概要表の様式及び記入説明」のプロジェクトの主要コンポーネントを参照

つづき

3. 自然環境

環境項目			評 定										備 考
			開 発 行 為										
(大項目)	(中項目)	(小項目)	伐 採	林 道 開 設	人 工 造 林	天 然 更 新	育 苗	治 山	レ ス ト リ ー	ア グ ロ フ ォ	木 材 加 工	木 材 流 通	そ の 他
4. 貴重な生物・生態系地域													
		1. 植生変化			B	C	C	C	B				
		2. 貴重種・固有動植物への影響			B	P	C	C	B				
		3. 生物の多様性の低下			B	P	C	C	C				
		4. 有害生物の侵入・繁殖			B	C	C	C	C				
		5. 湿地・泥炭地の消滅											
		6. 天然林の劣化			C	P	C	C	C				
		7. 珊瑚礁の破壊											
5. 土壌・土地													
(1) 土 壌													
		1. 土壌侵食			P	P		P	P				
		2. 土壌塩類化											
		3. 土壌肥沃度の低下			P	P		P	P				
		4. 土壌汚染											
(2) 土 地													
		1. 土地の荒廃（砂漠化を含む）			P	P		P	P				
		2. 崩壊地の発生			P	P		P	P				
		3. 防風、防砂、防潮、防火等の機能低下			P	P		P	P				
		4. 地盤沈下											
6. 水文・水質等													
(1) 水 文													
		1. 表流水の流況変化			P	P		P	P				
		2. 地下水の流況・水位変化											
		3. 渇水・洪水の発生			P	P		P	P				
		4. 土砂の堆積			P	P		P	P				
		5. 河床の低下											
		6. 舟運への影響											
(2) 水質・水温													
		1. 水質の汚染・低下			P	P		P	P				
		2. 富栄養化											
		3. 塩水の侵入											
		4. 水温の変化											
(3) 大 気													
		1. 大気汚染											
		2. CO ₂ 発生			P	P			P				
		3. 微気候変化											
		4. 騒音発生											
7. 森林の資源・機能の持続性													
		1. 原料資源としての持続性の断絶			P	P	P		P				
		2. 環境保全機能の持続性の断絶			P	P	P		P				

評定の区分 A：悪影響（ネガティブ・インパクト）が予想されるため現地調査における検討が必要
 B：不明（国内事前準備段階では判断できないので現地調査により明らかにする）
 C：留意すべきインパクトはないものと考えられる
 P：好影響（ポジティブ・インパクト）が予想されるため現地調査における検討が必要

注 (1) 環境小項目の定義等については後述「5. 解説」を参照
 (2) 開発行為の内容については前述「3-3-2 プロジェクト概要表の様式及び記入説明」のプロジェクトの主要コンポーネントを参照

表4 スコーピング用林業参考マトリックス

1. 社会環境

環 境 項 目	評 定										備 考
	開 発 行 為										
(大項目)	伐	林	人	天	育	治	レ	ア	木	木	そ
(中項目)	採	道	工	然	苗	山	ス	グ	材	材	他
(小項目)		開	造	更			ト	ロ	加	流	
		設	林	新			リ	フォ	工	通	
1. 社会生活											
(1) 住民生活											
1. 計画的な移住			+				+				
2. 非自発的な移住			△	△							
3. 生活様式の変化	◎	○	+	+			+				
4. 住民間の軋轢			+				+				
5. 先住民・少数部族・遊牧民	◎		△	△			+				
(2) 人口問題											
1. 人口増加											
2. 人口構成の急激な変化											
(3) 住民の経済活動											
1. 経済活動の基盤移転	◎										
2. 経済活動の転換・失業	△		+	+	+		+	+	+		
3. 所得格差の拡大											
(4) 制度・習慣											
1. 森林利用権の再調整	◎		△	△		△					
2. 組織化等の社会構造の変更							+				
3. 既存制度・習慣の改革	◎										
2. 保健・衛生											
1. 農薬使用量の増加			△		△				△	△	
2. 風土病の発生	+										
3. 伝染性疾患の伝播											
4. 残留毒性（農薬）の蓄積											
5. 廃棄物・排泄物の増加	○	◎							◎	○	
3. 史跡・文化遺産・景観等											
1. 史跡・文化遺産の損傷と破壊	◎	◎	△			△	△	◎	○		
2. 貴重な景観の喪失	◎	○		+		△	△	◎	○		
3. 埋蔵資源への影響		○									

◎悪い影響がある ○若干悪い影響がある △悪い影響がある場合もある +好影響がある 無印 関係がない

スコーピング用チェックリスト

1. 該当する開発行為（コンポーネント）・PDより：伐採、林道開設、天然更新、育苗、治山、アグロ
フォレストリー、人工造林、その他（M/P作成）

2. 該当する事業の形態・PDより：

様式 5

3. 該当する自然環境・SDより：

環 境 項 目 (大項目) (中項目) (小項目)	環境インパクトの程度 (○印が該当)					判 断 の 内 容
	A	B	C	D	P	
1. 社会生活						
(1) 住民生活						
1. 計画的な移住			○			
2. 非自発的な移住			○			
3. 生活様式の変化			○			
4. 住民間の軋轢			○			
5. 先住民・少数民族・遊牧民		○				
(2) 人口問題						
1. 人口増加			○			
2. 人口構成の急激な変化			○			
(3) 住民の経済活動						
1. 経済活動の基盤移転		○				
2. 経済活動の転換・失業		○				
3. 所得格差の拡大		○				
(4) 制度・習慣						
1. 森林利用権の再調整		○				
2. 組織化等の社会構造の変更			○		○	
3. 既存制度・習慣の改革			○			
2. 保健・衛生						
1. 農薬使用量の増加		○				
2. 風土病の発生			○			
3. 伝染性疾患の伝播			○			
4. 残留毒性（農薬）の蓄積		○				
5. 廃棄物・排泄物の増加			○			
3. 史跡・文化遺産・景観等						
1. 史跡・文化遺産の損傷と破壊				○		
2. 貴重な景観の喪失					○	
3. 埋蔵資源への影響			○			

注 1. 記号の意味

A：重大な悪影響がある。

B：重大な悪影響があると考えられる。

C：重大な悪影響はない。

D：不明。

P：好影響（ポジティブ・インパクト）がある。

2. 判断の内容欄には「解説」を参考に予想される影響を記述する。

つづき

環 境 項 目 (大項目) (中項目) (小項目)	環境インパクトの程度 (○印が該当)					判 断 の 内 容
	A	B	C	D	P	
4. 貴重な生物・生態系地域						
1. 植生変化					○	
2. 貴重種・固有動植物への影響			○			
3. 生物の多様性の低下					○	
4. 有害生物の侵入・繁殖				○		
5. 湿地・泥炭地の消滅						
6. 天然林の劣化					○	
7. 珊瑚礁の破壊						
5. 土壌・土地						
(1) 土 壌						
1. 土壌侵食					○	
2. 土壌塩類化						
3. 土壌肥沃度の低下					○	
4. 土壌汚染						
(2) 土 地						
1. 土地の荒廃（砂漠化を含む）					○	
2. 崩壊地の発生					○	
3. 防風、防砂、防潮、防火等の機能低下					○	
4. 地盤沈下						
6. 水文・水質等						
(1) 水 文						
1. 表流水の流況変化					○	
2. 地下水の流況・水位変化					○	
3. 渇水・洪水の発生					○	
4. 土砂の堆積					○	
5. 河床の低下			○			
6. 舟運への影響						
(2) 水質・水温						
1. 水質の汚染・低下					○	
2. 富栄養化						
3. 塩水の侵入						
4. 水温の変化						
(3) 大 気						
1. 大気汚染						
2. CO ₂ 発生					○	
3. 微気候変化						
4. 騒音発生						
7. 森林の資源、機能の持続性						
1. 原料資源としての持続性の断絶					○	
2. 環境保全機能の持続性の断絶					○	

注は前頁に同じ

環 境 項 目	評 定	今 後 の 調 査 方 針	備 考
1-(1)-5 少数民族	B	造林の必要性の高い地域（山奥急傾斜地）居住の傾向があるため、生活様式、経済生活を調査・留意する。	
1-(3)-1 経済活動の基盤移転	B	耕地、林内放牧の規制によるインパクト代替案等につき十分に調査し、水土保持の観点からも検討・調整する。	
1-(3)-2 経済活動の転換・失業	B	①樹種の検討などにおいて、経済効率を十分に考慮する。林業分野における余剰労働力吸収の方策を検討する。 ②造林によるインパクトを調査する。	
1-(3)-3 所得格差の拡大	B	水土保持機能向上の必要性を十分検討しつつ、住民の経済レベルにより林種・樹種を検討する。	
1-(4)-1 森林利用権の再調整	B	現状では、造林した住民間に境界をめぐるトラブルが見られるため、対策を考慮する。	
1-(4)-2 組織化等の社会構造の変更	C あるいは P	造林地の管理は、住民主体となるので、実状に適した管理組織を検討、提案する。	
2-1 農薬使用量の増加	B	育苗計画作成にあたり、可能性、代替案について調査し、十分に調整する。	
2-4 残留毒性（農薬）の蓄積	B	農薬使用量が増加した場合を想定し、その可能性を調査し、対策を検討する。	
3-1 史跡・文化遺産の損傷と破壊	D	プロジェクト対象地内に存在する史跡・文化遺産の状況を調査し、悪影響を及ぼさないよう十分調整する。	
3-2 貴重な景観の喪失	P	荒山による景観が造林により緑化されるため、景観は向上する。	

1. 評定の区分

- A：重大な悪影響がある。
- B：重大な悪影響があると考えられる。
- C：重大な悪影響はない。
- D：不明。
- P：好影響（ポジティブ・インパクト）がある。

環 境 項 目	評 定	今 後 の 調 査 方 針	備 考
4. 貴重な生物・生態系地域	C あるいは D あるいは P	人工造林や天然林育成によるバイオマスの増加で好影響があるが、外来種の導入についてはその適性について検討を要す。	
5. 土壌・土地	P	造林や山腹施工により土壌侵食や崩壊地拡大防止効果があるが、合理的な工法を更に調査・検討する。	
6. 水文・水質等	C あるいは P	造林、治山等のコンポーネントでは好影響があるが、苗畑事業では給水や農薬使用の点で悪影響がないか検討する。	
7. 森林の資源、機能の持続性	P	現在、対象地域では左記の持続性は破壊されているが、本プロジェクトの全てのコンポーネントは将来の持続性の確保に役立つ。	

1. 評定の区分

- A：重大な悪影響がある。
- B：重大な悪影響があると考えられる。
- C：重大な悪影響はない。
- D：不明。
- P：好影響（ポジティブ・インパクト）がある。

資料6. 収集資料リスト

1. 関係法令・文献等

	文献名	著者／編者	発行年月	備考
1	中国林業統計年鑑1998	国家林業局	1999年9月	
2	国際林山地森林保護与管理学術会議論文集	楊玉坡、張江陵	1992年6月	
3	社区林業評估	凌 林、先開炳他	1998年5月	
4	林副産品市場營銷	楊冬生	1998年5月	
5	四川省環境保護条例	四川省人大城鄉建設環境保護委員会 四川省環境保護局	1991年8月	和訳済（部分）
6	中華人民共和國環境保護行業標準			
7	環境影響評價技術導則—非汚染生態影響			和訳済（部分）
8	建設項目環境保護管理条例		1998年	中文
9	国家重点保護野生動物名録	国务院	1988年12月	中文
10	四川省重点保護野生動物名録	四川省人民政府	1990年3月	中文
11	四川省有益的或有重要經濟、科学研究價值的 陸生野生動物名録	林業部	1993年4月	中文
12	China National Program For Ecological Environment Improvement	四川省林業庁	1999年3月	全国生態環境 建設計画英訳
13	世界銀行貸款林業項目技術叢書 ・ 竹林培育實用技術 ・ 花椒栽培 ・ 果品簡易貯藏保鮮法 ・ 核桃良種与育苗	科学普及出版社 馬乃訓、王浩、張文燕 劉学勤 王貴喜 奚声珂	1999年5月	中文

2. 図面類

	地図名	出版者／作成者	発行年月	縮尺
1	新版 四川省地圖冊	成都地圖出版社	1997年7月	
2	凉山彝族自治州行政区划図	四川省凉山彝族自治州地名委員会	1995年7月	S=1:400,000
3	西昌市地図	西昌市人民政府	1987年10月	S=1:100,000
4	喜徳県地図	成都地圖出版社	1990年	S=1:80,000
5	昭覚県地図	成都地圖出版社	1990年	S=1:110,000
6	徳昌県地図	成都地圖出版社	1989年	S=1:80,000
7	米易県地図	成都地圖出版社	1990年	S=1:80,000
8	四川省越西県書古郷五里青郷林相図	四川省林業勘察設計研究院	1999年	S=1:25,000